

平成 24 年 11 月 26 日

各 位

会社名 コンドーテック株式会社
代表者 代表取締役社長 菅原 昭
(コード番号 7438 東証・大証第 1 部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 安藤 朋也
(Tel (06) 6582-8441)

新 株 式 発 行 及 び 株 式 売 出 し に 関 す る お 知 ら せ

当社は、平成24年11月26日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

平成 22 年 4 月に電設資材卸売業の三和電材株式会社を完全子会社化し、同社とのシナジーを最大限に発揮し、環境、エコ、スマートグリッド関連等の注目される成長分野への事業展開により、当社グループの企業価値の向上を図っております。

当社グループの関連業界を取り巻く環境は、住宅投資に持ち直しの動きが見られますが、建築物全体の需要は低水準で力強さに欠け、同業他社との販売競争に一層拍車がかかるなど、厳しい状況で推移しております。東日本大震災に関する復興投資を除くと、今後も国、地方ともに公共投資の減少は続くことが予想され、当社グループでは、「環境関連」「街路・緑化関連」「産業廃棄物関連」など新しい分野への進出を更に進めております。

足元では、平成 24 年 7 月に施行されました再生可能エネルギー特別措置法に基づく電力全量買取制度により、全国でメガソーラーなど太陽光発電システムの建設が計画されております。当社グループにおいては、当社では太陽光発電システムの架台を構成する鉄構資材、子会社の三和電材株式会社では太陽光発電システムを含む電設資材を取扱っており、グループ内のシナジー効果を活かし、これら太陽光発電システムに関する需要の取り込みを図っております。

一般の資金調達は、当社滋賀工場の太陽光発電システム設置資金及び東日本大震災の復興需要関連製品であるブレース等の生産設備への投資資金を調達するものであります。太陽光発電事業の採算見込みが期待できることはもとより、当社グループの設置実績とすることでさらなる太陽光発電システム用架台及び産業用パネルの拡販を見込んでおります。また、東日本大震災の復興需要に向けた需給が逼迫しており、増設及び改修を目的とした設備投資資金を確保し、持続的な成長の実現を目指します。

加えて、将来的な拠点の改修・移転、ASEAN地区への輸出強化、事業分野の拡大・充実を目的としたM&Aなど、次の成長戦略に向けた財務体質・経営基盤の強化を目的としております。

また、同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施することにより、株式の分布状況の改善及び流動性の向上に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,400,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成24年12月5日(水)から平成24年12月11日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成24年12月12日(水)から平成24年12月18日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 菅原昭又は専務取締役管理本部長 安藤朋也に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出席の種類及び数 当社普通株式 600,000株
- (2) 売出席人 株式会社近畿大阪銀行
- (3) 売出席価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出席価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出席方法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出席価格から引受人より売出席人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成24年12月13日(木)から平成24年12月19日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出席価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 菅原昭又は専務取締役管理本部長 安藤朋也に一任する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 300,000株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 菅原昭又は専務取締役管理本部長 安藤朋也に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 300,000株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 決 定 方 法 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平成24年12月26日(水)
- (6) 払 込 期 日 平成24年12月27日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 菅原昭又は専務取締役管理本部長 安藤朋也に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、300,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成24年11月26日（月）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成24年12月27日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成24年12月19日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	27,057,000株	（平成24年11月26日現在）
公募増資による増加株式数	1,400,000株	
公募増資後の発行済株式総数	28,457,000株	
第三者割当増資による増加株式数	300,000株	（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	28,757,000株	（注）

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

3. 調達資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限713,731,000円について、全額を当社の設備投資資金に充当する予定であります。

当該設備投資資金につきましては、平成25年3月末までに太陽光発電設備に225,000,000円を、平成26年3月末までに当社4工場（札幌、関東、滋賀、九州）のブレース等生産設備に200,000,000円を、平成26年3月末までに基幹システムソフトウェアに80,000,000円を充当し、残額が生じた場合には、BCP対策等を目的とする建物改修・移転費用に充当する予定であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、当社の設備計画の内容については、平成24年11月26日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 滋賀工場	滋賀県 蒲生郡	その他	太陽光 発電設備	225	—	増資資金	平成25年 1月	平成25年 3月	発電規模 700KW
当社 札幌工場	北海道 石狩市	その他	プレス等 生産設備	107	—	自己資金及び 増資資金	平成24年 11月	平成26年 3月	600トン /年
当社 関東工場	茨城県 結城市	その他	プレス等 生産設備	50	—	自己資金及び 増資資金	平成24年 11月	平成26年 3月	400トン /年
当社 滋賀工場	滋賀県 蒲生郡	その他	プレス等 生産設備	61	—	自己資金及び 増資資金	平成24年 11月	平成26年 3月	250トン /年
当社 九州工場	福岡県 直方市	その他	プレス等 生産設備	128	—	自己資金及び 増資資金	平成24年 11月	平成26年 3月	400トン /年
当社 本社	大阪市 西区	その他	ソフトウェア	80	—	増資資金	平成25年 4月	平成26年 3月	— (注)2.
合計				651	—				

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、その算定が困難であることから記載を省略しております。

3. 重要な設備の新設等には該当しませんが、上記のほか、平成25年3月期及び平成26年3月期にBCP対策等のための既存建物改修工事及び移転費用に300百万円程度を予定しております。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記設備投資に充当することにより、今後の収益の拡大及び財務基盤の強化等を通じて、中長期的な業績向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策として位置づけており、「収益の向上」「企業価値の増大」を図りながら、配当性向を勘案し、安定配当を目指すことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針に基づき、業績及び今後の事業展開などを総合的に勘案して決定いたします。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、主に生産設備の増強及び設備投資の資金として活用したいと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
1株当たり当期純利益	51.23円	64.37円	40.36円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	26.00円 (13.00)	26.00円 (13.00)	20.50円 (14.00)
実績配当性向	50.7%	40.4%	33.4%
自己資本当期純利益率	4.7%	5.8%	7.1%
純資産配当率	—	2.3%	2.4%

- (注) 1. 平成22年3月期につきましては、連結財務諸表を作成していないため、平成22年3月期は単体の数値、平成23年3月期及び平成24年3月期につきましては、連結の数値であります。
2. 平成24年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
3. 平成24年3月期の1株当たり当期純利益につきましては、期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
4. 平成24年3月期の1株当たり年間配当金につきましては、平成24年1月1日付の株式分割を考慮していない金額を記載しており、株式分割後の1株当たり年間配当金は13円50銭相当となります。
5. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成24年3月期の実績配当性向につきましては、期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
6. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首と期末の平均)で除した数値であります。
7. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。なお、平成22年3月期において連結財務諸表を作成していないため、平成22年3月期の純資産配当率(連結)は記載しておりません。また、平成24年3月期の純資産配当率につきましては、期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	565 円	615 円	710 円 □480 円	649 円
高 値	643 円	710 円	1,010 円 □634 円	666 円
安 値	510 円	550 円	635 円 □469 円	384 円
終 値	615 円	705 円	955 円 □625 円	499 円
株価収益率	12.0 倍	21.9 倍	15.5 倍	—

(注) 1. 平成25年3月期の株価については、平成24年11月22日(木)現在で表示しています。

2. 平成24年3月期の株価の□印は、平成24年1月1日付の普通株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価であります。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。平成22年3月期につきましては、連結財務諸表を作成していないため、平成22年3月期は単体の数値、平成23年3月期及び平成24年3月期につきましては、連結の数値を使用しております。なお、平成24年3月期につきましては、権利落後の株価に株式分割割合を乗じて計算しております。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社近畿大阪銀行並びに当社株主である有限会社藤和興産、株式会社Fプランニング、近藤純位、近藤勝彦、近藤雅英、株式会社藤登興産は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。